

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等緊急情報のほか、町政に関する情報を速やかに受け取ることができ、全世代間で情報格差が生じないようにするとともに、琴平町（以下「町」という。）の経済の活性化を図るため、高齢者がスマートフォンを初めて購入した際に、予算の範囲内で交付するスマートフォン購入補助金（以下「補助金」という。）に関して、琴平町補助金等交付規則（平成25年琴平町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フィーチャーフォン 第3世代又は第4世代移動通信システムに対応している通話機能を中心にインターネット接続等が可能な従来型の携帯電話の総称をいう。
- (2) スマートフォン 非接触ICカードの通信及び機器間相互通信が可能な近距離無線通信規格であるNFC認証機能を搭載し、第4世代又は第5世代の移動通信システムに対応したオペレーティングシステムが搭載された音声通話以外にインターネット接続等が可能な高機能携帯電話をいう。
- (3) モバイルデータ通信 携帯電話会社が提供する回線でのインターネット通信をいう。
- (4) 町公式LINE 災害等の緊急情報並びに町政及びイベント情報その他町に関する様々な情報を発信するLINEの町公式アカウントをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 補助金の申請日において町に住民基本台帳の登録がある者
- (2) 補助金の申請日の属する年度において65歳以上の者
- (3) スマートフォンの契約者本人であること。
- (4) スマートフォンの購入及びモバイルデータ通信契約を初めて行う者であること（フィーチャーフォンからスマートフォンへの機種変更契約を含む。）。
- (5) 町公式LINEを登録し、購入したスマートフォンで受信できること。
- (6) スマートフォン本体の購入及び当該スマートフォン本体に係るモバイルデータ通信の新規契約又は機種変更契約を同時に行っていること。
- (7) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない者
- (8) 町税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（以下この項において「暴力団関係者」という。）、暴力団関係者から出資等の資金提供を受けている者その他これらに類すると認められる者は、補助対象者から除く。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和5年4月1日以降に購入したスマートフォン本体（同梱品を含む。）の購入費用、モバイルデータ通信契約に係る事務手数料（新規契約及び機種変更契約に係るものに限る。）及びこれらに係る消費税とする。ただし、購入時において、企業等が発行するポイントを充当した額については、補助対象経費から控除するものとする。この場合において、スマートフォン本体を分割払により購入する場合の補助対象経費は、スマートフォン本体の購入費のうち補助金の交付申請の日までに支払った頭金及び分割金とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、1人当たり1台につき10,000コトカ（琴平町電子地域通貨KOTOCA事業実施要綱（令和3年琴平町告示第82号。第9条において「KOTOCA事業実施要綱」という。）第3条第2項に規定するコトカをいう。）を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、スマートフォンの購入後1年以内に琴平町高齢者スマートフォン購入補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） スマートフォンの購入日、購入機種及びモバイルデータ通信契約の内容が分かる書類
- （2） スマートフォンの契約者本人であることが分かる書類
- （3） 端末購入費、契約事務手数料の支払総額及びその内訳が分かる書類
- （4） 町公式LINEのトーク画面の提示
- （5） 本人確認書類
- （6） その他町長が必要と認めた書類

（補助金の交付及び額の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定した後、琴平町高齢者スマートフォン購入補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し及び返還）

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の給付方法)

第9条 町は、補助対象者の保有する琴平町電子地域通貨KOTOCA（KOTOCA事業実施要綱に規定するKOTOCAをいう。）に自動給付する。

(給付日及び利用期限)

第10条 補助金の給付は申請月の翌月末までに行う。

2 補助金の利用期限は、給付を受けた日から13か月を経過した日の属する月の末日までとする。

(利用が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町が補助金の給付を行い、補助対象者から前条第2項に規定する利用期限までに補助金の利用がなかった場合は、補助金の受給を辞退したものとみなす。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。